4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

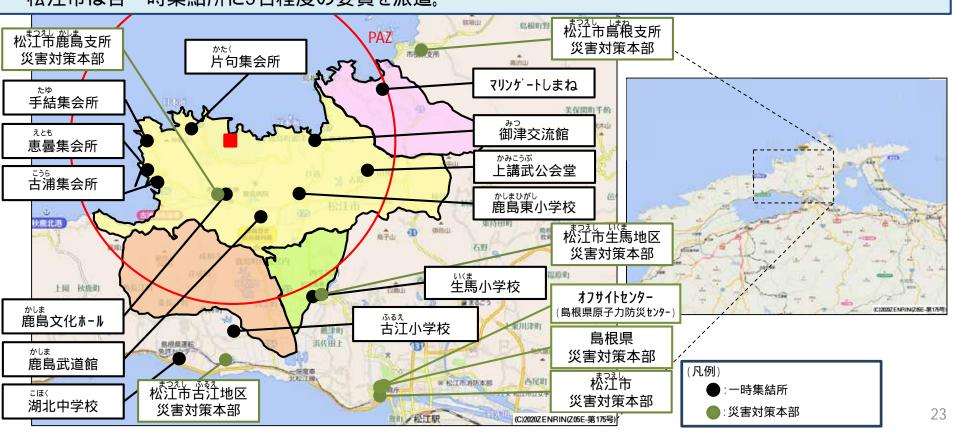
<対応のポイント>

- 1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
- 2. 学校、保育所等の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡 しができなかった児童等について移動手段を確保し、緊急退避所への退避を開始すること。
- 3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所及び避難先 における避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

島根県、松江市における初動対応



- Ø島根県は、警戒事態の段階で対策会議を開催するなど、要員約150名が対応。事態の進展に応じ、応急対応 に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態の段階で災害対策本部を設置、要員約1,150名が対応。
- Ø松江市は、警戒事態の段階で市役所本庁舎に原子力事故対策会議を、支所・公民館に支所・地区原子力事 故対策会議を設置し、要員約500名が対応。施設敷地緊急事態で災害対策本部、支所・地区災害対策本部を それぞれ設置し、要員約1,000名が対応。
- Ø警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備のため、島根県、松江市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、バス避難を行うPAZ内の住民の集合場所となる一時集結所13か所(鹿島地区9か所、生馬地区1か所、古江地区2か所、島根地区1か所)の開設や安定3寸素剤の緊急配布の準備のため、松江市は各一時集結所に3名程度の要員を派遣。



住民への情報伝達



- Ø PAZ内避難の対象となる地区内の支所・地区災害対策本部を拠点に、地区単位のコミュニティも活用した情報伝達を実施。
- Ø 支所・地区災害対策本部は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部はテレビ・ラジオ、ホームページ、緊急速報メールサービス等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- Ø 支所·地区災害対策本部では、消防団、自治会、自主防災組織などの地域の防災組織と連携し、住民の避難の状況等の確認を実施。
- Ø 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、支所・地区災害対策本部等から実施。



デルビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、防災行政無線等を活用し住民へ情報を伝達 防災行政無線戸別受信機や音声告知放送端末を市内各戸に設置 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各支所・地区災害対策本部が実施





松江市災害対策本部、支所・地区災害対策本部及び各一時集結所間の情報共有は、防災行政無線(移動系)や衛星携帯電話等で実施

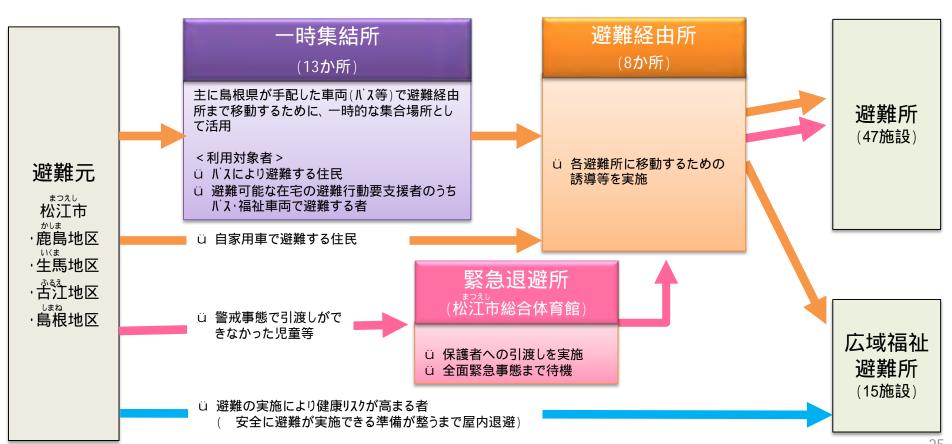




PAZ内における避難体制



- Ø 警戒事態で、松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。 また、島根県は避難経由所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- Ø 施設敷地緊急事態で、松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経由所を経由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- Ø 全面緊急事態で、松江市は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難経由所を経由して避難先へ移動する。 バスにより避難する住民は、一時集結所に集合し、その後、避難経由所を経由して避難先へ移動する。



PAZ内の学校・保育所等の児童等の避難



- Ø PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、 保護者への引渡しを実施。
- Ø 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し 場所をPAZ外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示 があるまで緊急退避所にて待機。
- Ø 全面緊急事態に至った場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。
- Ø PAZ内の全ての学校、幼稚園・保育所等において個別避難計画を策定済み。

| EZΛ | ** ** | 人数 | (人) |
|---------|------------------|-----|-----|
| 区分 | 学校名 | 児童等 | 小計 |
| 保育所 | 恵曇(ネとも)保育所 | 68 | |
| (3施設) | 御津崃河保育所 | 49 | 179 |
| (3川四市文) | マリン保育所 | 62 | |
| 幼稚園 | 佐太(ಕ್ಟ್)幼稚園 | 8 | 20 |
| (2施設) | 講武(ニラスト)幼稚園 | 12 | 20 |

児童等の人数については、令和2年5月現在 (保育所のみ令和3年1月現在)

| 区八 | 当坛存 | 人数 | (人) |
|----------|----------------|-------|-------|
| 区分 | 学校名 | 児童等 | 小計 |
| | 佐太ೀಸ்小学校 | 94 | |
| 小学校 | 惠曇(ネヒモ)小学校 | 75 | 379 |
| (4施設) | 鹿島東(かしまひがし)小学校 | 100 | 3/9 |
| | 生馬ᠬశ小学校 | 110 | |
| 中学校(1施設) | 鹿島は中学校 | 123 | 123 |
| 特支等 | 松江崃功和工業高等専門学校 | 1,080 | 1,112 |
| (2施設) | 松江(まつえ)ろう学校 | 32 | 1,112 |
| 12施設 | 合計 1,813 | | |

緊急退避所

で待機

職員数の合計は340人

警戒事態

- ・学校等から保護者へ連絡
- ・学校等で保護者へ児童等を引

施設敷地 保護者へ引渡しができなかった児 童等を教職員が引率し、バスで緊

急退避所に移動(引渡しを継続)

緊急事態

全面

緊急事態

引渡しを受けた保護者と児童等は、 避難先に避難

保護者へ引渡しができなかった児童等を教職員が

引率し、バスで避難先に避難(避難先で引渡し)

(緊急退避所) 児童等の

引渡し

児童等の

引渡し

(緊急退避所

児童等の引渡し

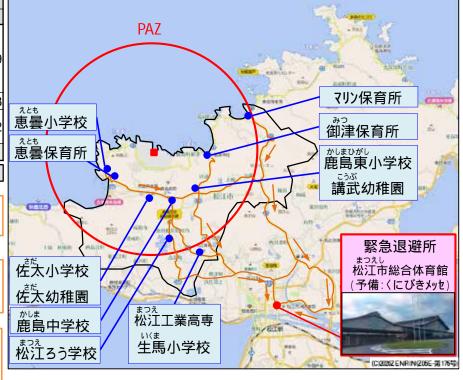
(学校等)

避難開始 游鞋開始

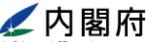
避難先

自宅待機 -部、避難準備 避難準備 -部、避難開始

> 左のフローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育 所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、 施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。



PAZ内の医療機関・社会福祉施設の入所者等の避難



Cabinet Office, Government of Japan

- Ø PAZ内の医療機関(1施設、定員177名)及び社会福祉施設(入所14施設、定員計374名)の全てについて、個別避難計画を策定済み。
- Ø 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- Ø 社会福祉施設については、島根県が犬笛市や奥出雲町の広域福祉避難所から避難先を調整。
- Ø避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。

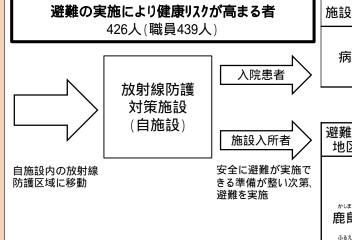
避難元施設

< PAZ内15施設の入所者等の避難の考え方>

避難先施設(候補)

| _ < 放 | <放射線防護対策施設> | | | | | | | |
|-----------------|----------------|-------------------------|-----|--|--|--|--|--|
| 地区 | 施設種別 | 施設名 | 定員 | | | | | |
| 鹿島 | 病院 | 鹿島(かしま)病院 | 177 | | | | | |
| | 計 177人(職員数244人 | | | | | | | |
| 地区 | 施設種別 | 施設名 | 定員 | | | | | |
| た。 | 特別養護老人ホーム | あとむ苑 _(あとむえん) | 50 | | | | | |
| 古江 | 特別養護老人ホーム | あさひ乃苑(あさひのえん) | 29 | | | | | |
| | 障害者支援施設 | 四ツ葉園(よつばえん) | 60 | | | | | |
| しまね | 特別養護老人ホーム | ゆうなぎ苑 (ゅうなぎえん) | 50 | | | | | |
| 島根 | 障害者支援施設 | はばたき | 40 | | | | | |
| | 焊舌白义扬肥故 | 松江(まつえ)学園 | 20 | | | | | |
| 計 249人(職員数195人) | | | | | | | | |

| 地区 | 施設種別 | 施設名 | 定員 |
|-----|----------------------|-------------------------|----|
| 鹿島 | 認知症対応型 共同生活介護 | あとむ苑 _(あとむえん) | 9 |
| | | たんぽぽの家 | 6 |
| 古江 | ク˙ルーフ˙ホーム | 第2たんぽぽの家 | 8 |
| | у w – у m – д | 第3たんぽぽの家 | 6 |
| | | たんぽぽ若葉 _(わかば) | 20 |
| しまね | 養護老人ホーム | 慈光苑(じこうえん) | 60 |
| 島根 | グループホーム | しおかぜ | 10 |
| | ファミリーホーム | みしょう | 6 |



支援者が同行することで避難可能な入所者数 125人(職員50人)

バス、福祉車両等で移動

| 施設種別 | 施設名 | 受入見込数 |
|------|----------------------------------------------------|-------|
| 病院 | 島根大学医学部附属病院、 大田(safi)市立病院、済生 会江津(ごうつ)総合病院 ほか | 177 |

病院 計 177人

| 避難元 地区 | 避難先 市町 | 施設名 | 受入 見込数 |
|-----------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ^{かしま} 島 ^{ふるえ} 古 | 大田市 | 国立三瓶 _(さんべ) 青少年交流の家国民宿舎さんべ荘 温泉津 _(ゆのつ) 保健センター 温泉津 _(ゆのつ) まちづくりセンター 仁摩 _(にま) 保健センター 仁摩 _(にま) 農村環境改善センター 静間 _(しずま) まちづくりセンター 五十猛 _(いそたけ) まちづくりセンター | 776 |
| 島根 | 奥出雲町 | 布勢(ふせ)コミュニティセンター 阿井(ぁい)コミュニティセンター 鳥上(とりかみ)コミュニティセンター 横田(ょこた)コミュニティセンター 八川(ゃかわ)コミュニティセンター 馬木(ょき)コミュニティセンター | 556 |

広域福祉避難所 計 1,332人

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難



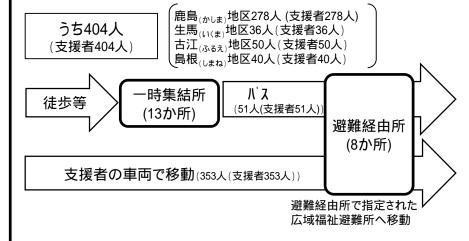
- Ø PAZ内の在宅の避難行動要支援者1,254人のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した479人について、あらかじめ避難先の候補施設を決めてあり、家族・近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織、見守り組織、松江市職員、消防職員・団員等の支援者の協力を得て避難を実施。
- Ø 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又は島根県等が確保したバスで避難先へ移動。
- Ø 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は島根県等が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護 対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

対象者

計 479人 (支援者479人)

應島地区333人 (支援者333人) 生馬地区39人 (支援者39人) 古江地区56人 (支援者56人) 島根地区51人 (支援者51人)

支援者が同行することで避難可能な者



避難の実施により健康リスクが高まる者

うち75人 (支援者75人) 鹿島_(かしま)地区55人 (支援55人) 生馬_{(い(ま)}地区3人(支援者3人) 古江_(ふるえ)地区6人(支援者6人) 島根_(しまね)地区11人(支援者11人)

支援者の車両、島根県等が確保した福祉車両で移動(75人(支援者75人))

| 広域福祉避難所 | | | | | |
|---------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--|--|
| 避難元 地区 | 避難先 市町 | 候補施設 | 受入 見込数 | | |
| がた ま島 ま 馬 ま 江 | ^{sstÉl} 大田市 | 国立三瓶 _(さんべ) 青少年交流の家国民宿舎さんべ荘 県立男女共同参画セクーあすてらす温泉津 _(ゆのつ) 保健センター 温泉津 _(ゆのつ) まちづくりセンター 仁摩 _(にま) 保健センター 仁摩 _(にま) 農村環境改善センター 静間 _(しずま) まちづくりセンター 五十猛 _(いそたけ) まちづくりセンター | 926 | | |
| 島根 | ぉ⟨いずもちょう 奥出雲町 | 布勢(スラセ)コミュニティセンター 阿井(ぁレト)コミュニティセンター 鳥上(とりかみ)コミュニティセンター 横田(よニた)コミュニティセンター 八川(ゃかわ)コミュニティセンター 馬木(まき)コミュニティセンター | 556 | | |



安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

近傍の放射線防護対策施設

- ·東部島根医療福祉センター(生馬_{(1)(ま)}地区、収容可能人数60名)
- ・あとむ苑(鹿島(かしま)地区、収容可能人数50名)
- ·松江市(まつえし)消防本部(城東(じょうとう)地区、収容可能人数109名)

松江市における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力



Ø 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数2,679人について、バス73台、福祉車両103台(車椅子仕様93台、ストレッチャー仕様10台)。

| | 相宁社争 | | 必要車両台数 | | |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------|
| | 想定対象 人数 ¹ | ハ ゚ス ² | 福祉車両 ³ (車椅子仕様) | 福祉車両 ³ (ストレッチャー仕様) | 備考 |
| 学校·保育所等の児童等を緊急退避 所に輸送 | 2,153人 (児童等1,813人 +職員340人) | 62台 (児童等1,813人 + 職員340人) | 0台 | 0台 | 保護者への引渡しによりその 分必要車両台数は減少 |
| 医療機関の入所者等を避難先施設に 輸送 | 0人 | 0台 | 0台 | 0台 | |
| 社会福祉施設の入所者等を避難先施 設に輸送 | 175人 (入所者125人 +職員50人) | 5台 (入所者97人 + 職員22人) | 27台 (入所者27人 + 職員27人) | 1台 (入所者1人 + 職員1人) | バスについては、地区ごとにそ れぞれ必要車両台数を算出し た合計値 |
| 在宅の避難行動要支援者のうち、施 設敷地緊急事態での避難対象者及び その支援者を避難先施設に輸送 | 102人 (要支援者51人 + 支援者51人) | 3台 (要支援者51人 + 支援者51人) | 0台 | 0台 | 706人(要支援者353人 + 支援 者353人)は支援者の車両に よる避難 |
| 在宅の避難行動要支援者のうち、避 難の実施により健康リスクが高まる者及 びその支援者を放射線防護対策施設 に輸送 4 | 150人 (要支援者75人 + 支援者75人) | 0台 | 66台 (要支援者66人 + 支援者66人) | 9台 (要支援者9人 + 支援者9人) | 支援者の車両での避難により その分必要車両台数は減少 |
| 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児ととも に避難する必要のある者、安定30素 剤を服用できないと医師が判断した者 を避難先施設に輸送 | 99人 | 3台 (99人) | 0台 | 0台 | 680人は自家用車による避難 |
| 合 計 | 2,679人 | 73台 | 93台 | 10台 | |

- 1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
- 2 バスは1台当たり35人程度の乗車を想定
- 3 福祉車両(車椅子仕様)、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人の要支援者を搬送することを想定
- 4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から 移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

松江市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保



Ø 施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難等のために、松江市及び中国電力が配備する車両のほか、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」等に基づき島根県が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

| | | 必要車 | 両台数、確保車 | 両台数 | |
|-----|-------------|--------|-----------------|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| | | バス | 福祉車両 (車椅子仕様) | 福祉車両 (ストレッチャー仕様) | 備考 |
| () | A)必要車両台数 | 73台 | 93台 | 10台 | |
| (1 | 3)確保車両台数 | 計73台以上 | 計93台以上 | 計10台以上 | |
| | 松江市 | 48台 | - | - | |
| | 中国電力 | 1 | - | 27台 | |
| 確保先 | パス会社・タクシー会社 | 681台 | 41台 | 10台 | 福祉車両の保有台数は、 車椅子用:41台、車椅子・ストレッチャー兼用:9台、ストレッチャー 用:1台 |
| | 社会福祉施設 | - | 1,419台 | 157台 | 福祉車両の保有台数は、 車椅子用:1,419台、車椅子・ストレッチャー兼用:116台、スト レッチャー用:41台 |

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応



- Ø 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線 防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(9施設)へ屋内退避を実施。
- Ø これら9施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。ま た、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- Ø さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、中国電力が供給。

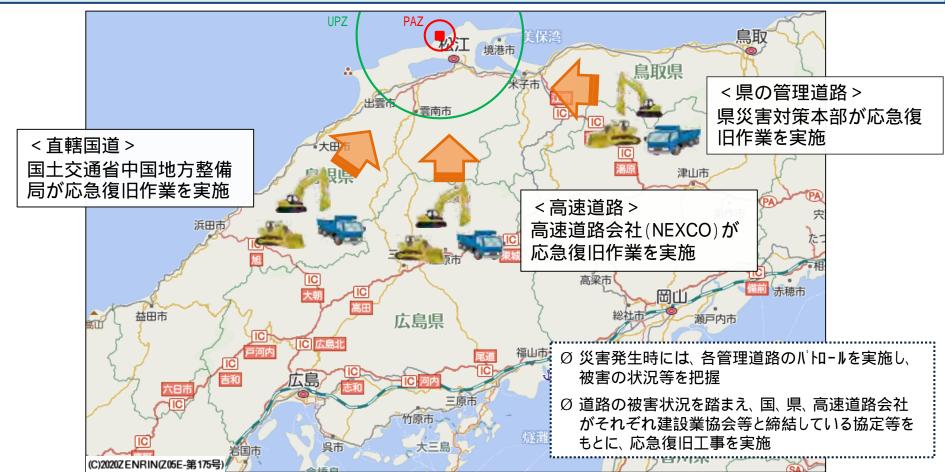


自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策



Cabinet Office, Government of Japar

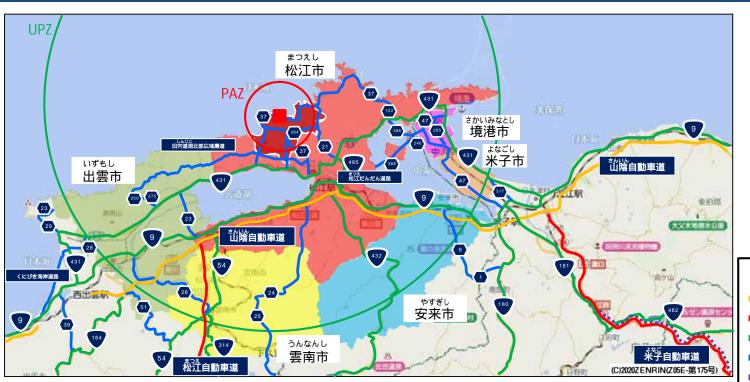
- Ø 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、島根県、松江市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- Ø 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早 急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確 保等に努める。



降雪時の避難経路の確保



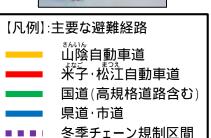
- Ø 島根県、鳥取県及び関係市は、毎年度除雪計画を定め、計画に基づ〈除雪基準をもって、積雪時における道路交通の安全を確保するための体制を整備。
- Ø 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。特に避難経路については優先的な除雪に努める。



除雪機械(例)





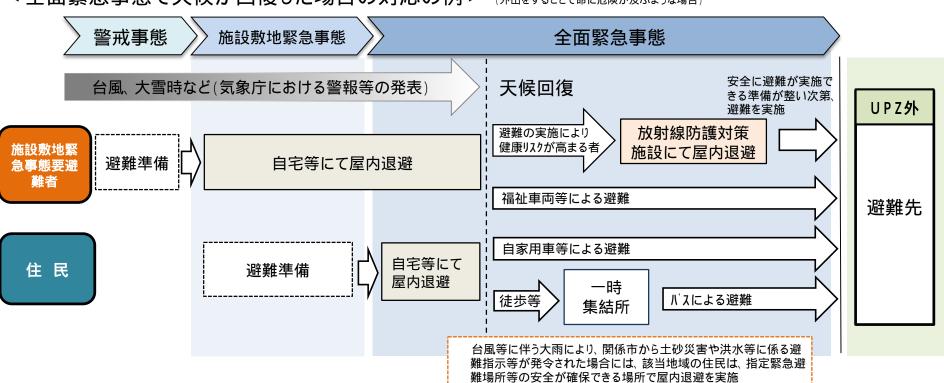


台風や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置



- Ø 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- Ø その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- Ø なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例>(タト出をすることで命に危険が及ぶょうな場合)

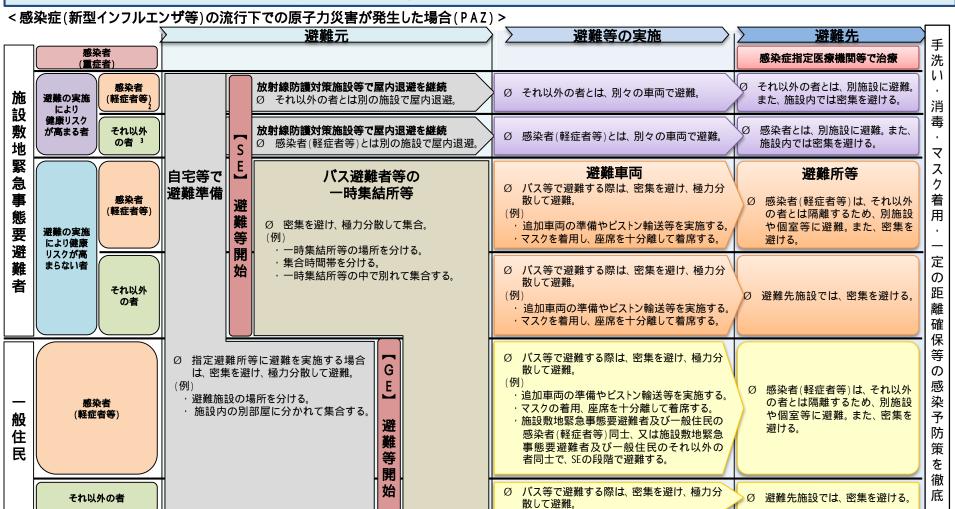


感染症 の流行下でのPAZ内の防護措置



Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- Ø 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ 以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- Ø 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。



- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
- 2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
- 3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。



5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

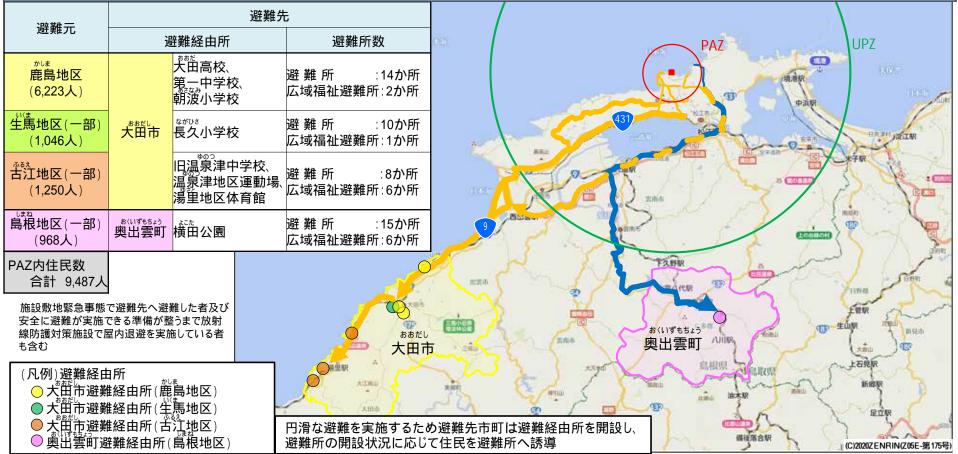
<対応のポイント>

- 1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(パス等)を確保し、避難を開始すること。
- 2. 避難先施設の受入体制を整えること。
- 3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布 すること。

PAZ内の住民の避難先及び住民数



- Ø 施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を 実施している者を除〈PAZ内の全住民は全面緊急事態で避難先への避難を実施。
- Ø 松江市の3地区(鹿島地区、生馬地区、古江地区)の住民の避難については、自家用車で避難する住民は、自家用車により 大田市内の避難経由所を経由し、避難先に避難。島根地区については奥出雲町内の避難経由所を経由し、避難先に避難。
- Ø パスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経由所を経由し、避難先へ避難。
- Ø 各地区の避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やパンフレットの配布、訓練等を通じて住民に周知。



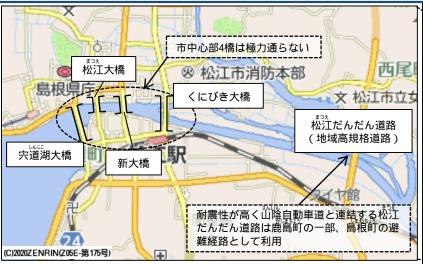
PAZ**内の避難経路**



Ø 宍道湖·大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内中心部での渋滞を回避するため、松江市橋北エリアの避難経路について、以下をポイントに設定。

道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とすること。 交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートとすること。 市中心部の4橋(松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋)を極力通らないこと。

- Ø 自然災害等によりあらかじめ定めた避難経路が使用できない場合は、島根県及び松江市は、被災状況を踏まえ、道路管理者等の協力を得ながら避難経路の再調整を行い、迂回路や代替経路の設定などを実施。
- Ø 県警察においては、避難経路の設定を踏まえて、交通誘導対策を実施。



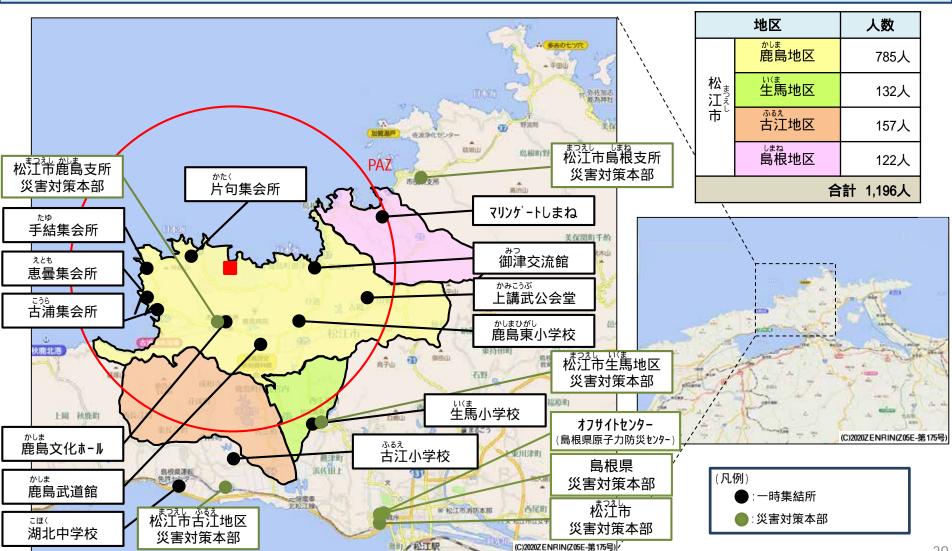
・上記の迂回路や代替経路の設定について、令和元年度原子力総合防災訓練では、展島地区の一部・生馬地区・古江地区の主要な避難経路である宍道湖北部の経路(国道431号等)がいずれも通行できないものとして、宍道湖大橋を用いて宍道湖南部の経路(山陰自動車道等)へ迂回する代替経路を設定。また島根地区の主要な避難経路である国道314号も一部通行できないものとして、迂回路を設定。



PAZ内における自家用車で避難できない住民の数



- PAZ内の松江市4地区(鹿島、生馬、古江、島根)を対象とした個別訪問調査の結果、自家用車で避難 できない住民は、合計1,196人。
- Ø パスにより避難する住民は、徒歩等で各一時集結所に集合し、パスで避難先に避難。

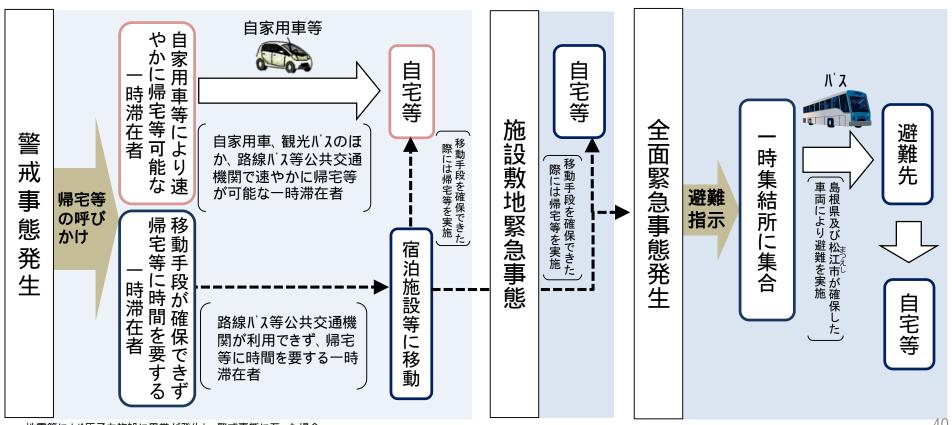


PAZ内の観光客等一時滞在者の避難



- Ø 島根県及び松江市は観光客等一時滞在者については、警戒事態(地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合)において、帰宅等を呼びかける。
- Ø 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態(地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合)の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- Ø 路線パス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県及び松江市が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数



- Ø PAZ内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は2,746人、民間企業は371社(約4,000人)存在。
- Ø なお、民間企業の従業員の避難方法については、各事業所単位で周知(全面緊急事態で、自家用車等により帰宅)。

<PAZ内の観光施設の状況>

| 1,121300 E0000000000000000000000000000000000 | | | | | | |
|----------------------------------------------|----------------------|--------------|--------|--|--|--|
| ##IC 선 | ⊊₽ \V. ∔₩. ±₩±±0. <₽ | 観光客入込客延べ数(人) | | | | |
| 地区名 | 観光地·施設名 | 夏季(8月) | 冬季(1月) | | | |
| | 朝日山 | 1,500 | 200 | | | |
| | 佐太神社 | 2,200 | 62,000 | | | |
| かしま 鹿島地区 | 島根原子力館 | 8,323 | 3,213 | | | |
| 成岛地区 | 惠曇海岸 | 1,800 | 700 | | | |
| | 古浦海水浴場 | 2,256 | 0 | | | |
| | た。 鹿島多久の湯 | 15,748 | 18,868 | | | |
| 島根地区 | マリンゲートしまね | 454 | 140 | | | |
| | 月合計 | 32,281 | 85,121 | | | |
| | 一日当たり平均 | 1,041 | 2,746 | | | |

[入場見込み人数(冬季)] 約2,746人

「令和元年島根県観光動態調査」から推計

< PAZ内の民間企業の状況 >

| 地区名 | 事業所数 | 従業員数(人) |
|------|------|---------|
| 鹿島地区 | 260 | 3,011 |
| 生馬地区 | 24 | 302 |
| 古江地区 | 48 | 443 |
| 島根地区 | 39 | 310 |
| 合計 | 371 | 4,066 |

従業員については、通勤に使用する 自家用車またはパスにより避難

出典: 平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計 (総務省統計局)

全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保



- Ø 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民及び観光施設から避難する一時滞在者は、合計1,883人分、バス60台。
- Ø 全面緊急事態発生時には、島根県内のパス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- Ø 車両及び運転者については、島根県旅客自動車協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

| | 相字社会人物 1 | 必要車両台数 | 備考 |
|-------------|----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| | 想定対象人数 1 | パス ² | · 佛传 |
| バスにより避難する住民 | 1,196人 | 40台 | |
| 観光客等の一時滞在者 | 687人 | 20台 | 観光客2,746人の75%程度が自家用車や貸切パス等で訪問していること(「令和元年島根県観光動態調査結果」から推計)を踏まえ、残りの25%程度を想定対象人数として算入 |
| 合計 | 1,883人 | 60台 | |

- 1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
- 2 パス1台当たり35人程度の乗車を想定

<全面緊急事態での輸送能力の確保>

| | | 必要車両台数、確保車両台数 | 備考 |
|-----------|-----------------|---------------|----------|
| | | ハ ゚ス | |
| (A)必要車両台数 | | 60台 | |
| (B)確保車両台数 | | 60台以上 | |
| 確保息 | 島根県内バス会社 | 60台以上 | 保有台数681台 |

松江市鹿島地区から避難先施設までの主な経路



- Ø 住民6,223人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。 自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- Ø パスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したパスにて避難を実施。



松江市生馬地区から避難先施設までの主な経路



- Ø 住民1,046人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。 自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- Ø パスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したパスにて避難を実施。



松江市古江地区から避難先施設までの主な経路



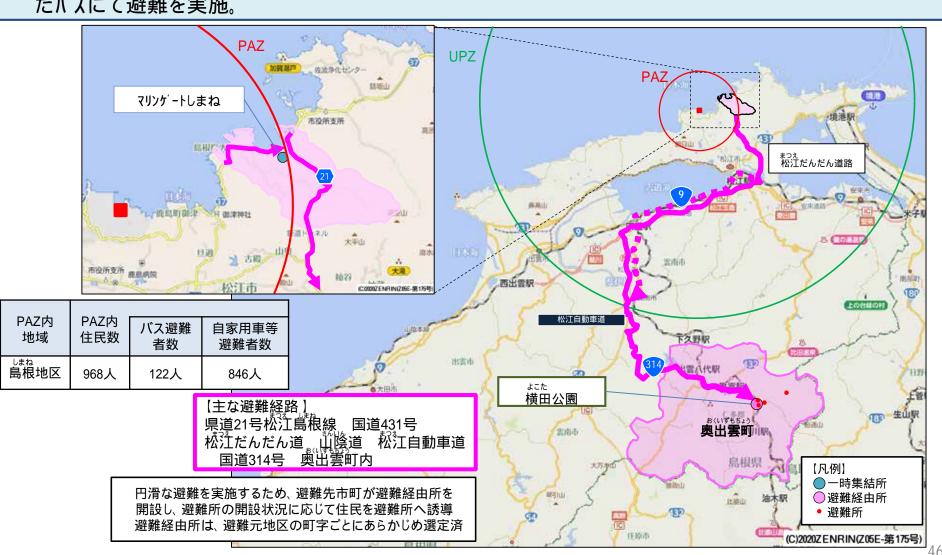
- Ø 住民1,250人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。 自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- Ø パスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したパスにて避難を実施。



松江市島根地区から避難先施設までの主な経路



- Ø 住民968人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。 自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- Ø パスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したパスにて避難を実施。



避難を円滑に行うための対応策



Ø PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を 把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等 を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1.交通誘導対策

·主要交差点等における警察職員等の 交通整理により、円滑な避難誘導を実 施

2. 交通広報対策

- ・道路管理者が管理する「道路情報 板」及び警察が管理する「交通情報板」 を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が 行うラシオ放送、交通情報提供システム (AMIS)を利用したカーナビへの情報提供 による広報
- ·県配備の「避難誘導·交通規制用LED 表示装置」による広報 等

3. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、 混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等に よる円滑な交通流の確保
- ·信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応



避難を円滑に行うための対応策



- Ø 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同システムの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視カメラ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ウェプサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- Ø 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとのモニタリング情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。

島根県



島根県警察本部の交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を整備。システム上で選択した信号機を意図的に長い時間「青色灯火」にすることにより、避難車両の優先通行が可能



島根県避難ルートマップ

鳥取県



自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保



- Ø 自然災害等により、あらかじめ定めた避難先自治体で避難者の受入れができな〈なった場合は、中国地方の災害等 発生時の広域支援に関する協定等を締結している県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定 する。
- Ø 中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定 等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- Ø なお、鳥取県は、災害の状況に応じて島根県から要請があった場合に、島根県の避難者を受け入れる予備的避難 先地域を鳥取県内に確保している。



⑦中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定(平成24年 3月1日)

【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供 ほか

①中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定 (平成24年3月1日)

【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供 ほか

受関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に 関する協定(平成29年6月5日)

【締結】関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、中国地方知事会(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

【支援内容】住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧 対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの 斡旋 ほか